

＝ 田布施町の『水道事業』が変わります ＝

令和7年4月1日から、田布施・平生水道企業団（田布施町、平生町）、柳井市、周防大島町、上関町の水道事業を統合して、柳井地域広域水道企業団が水道事業を行います。

■統合の経緯

柳井地域の水道事業は、急速に進む人口減少や遠距離導水による高額な水道料金、水道施設・管路の老朽化、災害への対策、水道事業を担う職員の不足などの多くの課題に直面しています。

これらの課題に対応し、将来にわたって安全・安心で良質な水を適切な水道料金で安定的に提供するために、令和6年1月に柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、田布施・平生水道企業団および柳井地域広域水道企業団で『柳井地域水道事業の統合に関する基本協定』を調印しました。

また、9月町議会において、柳井地域の水道事業が経営統合するための柳井地域広域水道企業団の規約変更が承認されました。

今後は、柳井地域広域水道企業団の規約変更について、山口県の許可を経て、令和7年4月からの事業開始をめざすこととなります。なお、この統合による水道料金の変更はありません。

※窓口業務などの内容については、今後お知らせします。

■問合せ先 町民福祉課 環境係 ☎ 52-5810

遺跡のある場所で地面を掘る工事をする時は、届出が必要です

地面を掘る土木工事・解体工事・建築工事（個人住宅工事を含む）などを行う場合、その場所が『周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）』に該当するかどうかを確認する必要があります。

工事予定場所が、『周知の埋蔵文化財包蔵地』の範囲内にある場合、文化財保護法第93条に基づき工事着手60日前までに『埋蔵文化財発掘届出書』を田布施町教育委員会を經由して山口県教育委員会に提出し、指示書による指示を受けることになります。指示には『慎重工事』、『工事立会』、『発掘調査』などがあります。実際に地面を掘ることができるのは、県教育委員会からの指示書の到着後になります。

工事の予定箇所が『周知の埋蔵文化財包蔵地』の範囲内かどうかは、田布施町教育委員会社会教育課にお問い合わせください。

■次の場合は事前にお問い合わせください

◇家を新築するとき

家の基礎や浄化槽などで地面を掘るとき

◇家を建て替えるとき

旧家屋の解体などで地面を掘る工事を行うとき

◇地盤改良の工事をするとき

『埋蔵文化財』とは住居跡や古墳のような地面に築かれている『遺構』と、土器や石器といった『遺物』のことをいいます。

■問合せ先 田布施町教育委員会 社会教育課

☎ 25-3185 FAX 52-4904

E-mail shakaikyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp

『オラレ田布施』への 周南市事務協力金

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

令和5年度、周南市からポートレースチケットショップ『オラレ田布施』への事務協力金として、36,031,270円いただきました。

協力金は、右記の事業に活用しました。

■周南市事務協力金の使途

◇子ども医療給付費 9,787千円

◇障害児通所支援事業 2,806千円

◇障害者自立支援給付費 21,257千円

（介護・訓練などの給付）

◇介護予防・生活支援事業費 2,181千円

（配食サービス・ねたきり老人おむつ支給事業など）